

合算対象期間（カラ期間）をご存知ですか？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要ですが、しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていなかった、などにより25年を満たせない場合があります。（生年月日により、25年の加入期間がなくても受給できることがあります。）

そこで、このような方も年金を受給できるように、受給資格期間として見なすことができる期間があり、この期間を「合算対象期間」といいます。

保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすこととなります。

年金を受給されていない高齢者の方で次のような期間はありませんか？

主な合算対象期間

- ① 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間で厚生年金、船員保険、共済組合加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間
- ② 平成3年3月までの学生期間で、国民年金に任意加入しなかった期間
- ③ 昭和37年12月以降の地方議員（配偶者含む）であって国民年金に任意加入しなかった期間
- ④ 昭和36年以降の20歳から60歳までの間で日本国籍を持つ方が海外に在住していた期間

※上記以外でも合算対象期間に該当する場合や、昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間で沖縄に住所を有していた期間の沖縄特例や、明治44年以降に生まれた中国残留邦人の方で、永住帰国した日から引き続き1年以上、日本国内に住所を有している方の特例等により老齢基礎年金の受給資格期間として計算される場合があります。

老齢福祉年金について

老齢福祉年金は、国民年金制度が発足した当時（昭和36年4月）、すでにご高齢であったために、老齢年金の受給資格期間を満たすことができない方に対して支給される年金です。（平成21年度のお老齢福祉年金受給額405,800円）

【対象】 次の①または②に該当する方に支給されます。

- ① 明治44年4月1日以前生まれの方
- ② 生年月日が明治44年4月2日から大正5年4月1日までの方で、保険料納付済期間が1年未満であり、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が生年月日に応じて左の表の期間を超えている方

生年月日	期間
明治45年4月1日以前	4年
明治45年4月2日 ～大正2年4月1日	5年
大正2年4月2日 ～大正3年4月1日	6年
大正3年4月2日 ～大正5年4月1日	7年

次のいずれかに該当する場合は、年金の支給が全部または一部停止されます

- ① 受給者（受給するご本人）が、恩給法による年金、労災保険法による年金または被用者年金各法による年金などを受給している場合
- ② 受給者の前年の所得が限度額（扶養親族がない場合159万5千円）を超える場合
- ③ 受給者の配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額（扶養親族がない場合340万1千円）以上の場合
- ④ 海外に居住している場合 等



◆ お問い合わせ先 ◆

- ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
- コザ社会保険事務所
☎ 933-3437・3438
- 市役所年金課
☎ 973-5498